公益認定等委員会だより

第50号　平成28年1月8日発行
公益認定等委員会　発行

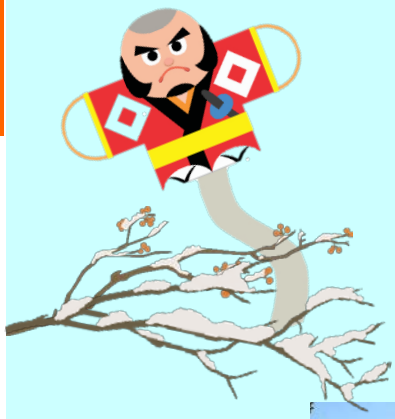

明けましておめでとうございます。
本年も、皆様の公益活動に掲げる思いを受け止め、迅速な審査を進めるとともに、公益法人の活動の積極的な情報発信に努めてまいります。今月は近畿ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。　（関連記事4ページ）

日本少年野球全国大会開会式の様子

全国一斉清掃活動の様子

公益法人の活動紹介
51

※詳しくはP.5を御覧ください。

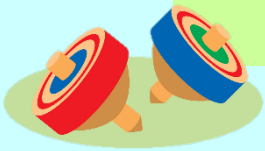

目　次

■P.2　委員長　新年の御挨拶
■P.3　平成28年度税制改正の大綱
■P.4　委員の法人訪問記④
公益財団法人
京都伝統技芸振興財団
■P.5　法人の活動紹介
公益財団法人日本少年野球連盟
■P.6　申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

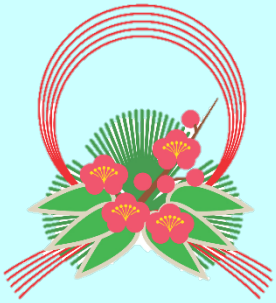

■公益財団法人 日本少年野球連盟

競技大会を通じて少年硬式野球の正しいあり方を指導し、心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、次代を担う少年の健全な育成をはかることを目的とする法人です。

12月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社　団	788	110	878
	財　団	1,590	306	918
都道府県	社　団	3,339	103	5,027
	財　団	3,687	416	3,124
合　計		9,404	935	9,947

（注）公益目的支出計画実施法人　（平成27年12月31日現在）

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/

内閣府

新年の御挨拶

公益認定等委員会委員長
山下　徹

明けましておめでとうございます。

はじめに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に心より敬意を表しますとともに、公益法人制度に御理解を賜り、温かい御支援をいただいている国民の皆様に御礼を申し上げます。
「委員会だより」につきましては、平成21年９月に第１号を発行して以来、６年余りが経過し、今号をもって、50号という節目を迎えました。これまで紙面づくりに御協力下さった多くの公益法人関係者の方々に改めて御礼申し上げます。

政府は、地方が成長する活力を取り戻すための「まち・ひと・しごと」の創生、アベノミクスの第２ステージとして豊かな社会実現のための「新三本の矢」、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」などを打ち出しています。

このような中で、「民による公益の増進と活力ある社会の実現」の理念のもと、行政とともに「公益」を担う重要な主体の一つである公益法人に対する期待も一層高まっています。一方、こうした期待に応えつつ信頼をより一層高めていくためには、とりわけ公益法人の「自律」と「自立」が重要であるということを、新年を迎えるに当たりこの場を借りて改めてお伝えしたいと思います。

１つ目の「自律」とは、法人自身がガバナンスを確立していただくことです。公益法人制度について抜本的な改革が検討されることとなったきっかけは、大きな不祥事があり公益法人に対する国民の信頼が損なわれたことです。そのようなことを二度と起こしてはならないことは勿論です。その上で、公益認定法や一般法人法に規定された基準や仕組みの意義を公益法人関係者自らが十分意識したうえで実践していただくことが、各法人が自律性を発揮する上で不可欠です。
もう１つの「自立」とは、法人が過度に補助金や委託金に頼ることなく自らの経済基盤を強めていくことです。そのためには各法人が自ら公益目的事業をしっかり実施して、その成果を周囲に見ていただくことが肝心です。同時に周囲からの支援、それを後押しする寄附文化の醸成ということもまた必要です。当委員会では一昨年開催したラウンドテーブルにおいて、寄附文化の重要性について提起したところです。このたび内閣府を中心とした努力により、28年度税制改正大綱の中に、小規模な公益法人等について、パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）による税額控除が認められる要件の緩和が盛り込まれました。これは、関係する法人にとって大きな意味があるものと考えています。

当委員会が一昨年から取り組んでいる「法人との対話」は、個々の法人のみならず、法人同士が情報を共有し悩みを分かち合う機会を提供することで、法人全体の「自律」と「自立」のための取組の支援につながるものです。同時に、公益法人が社会で果たしている役割や実績を広く国民に知っていただけるよう、対話による成果を社会に向けて積極的に発信してまいりたいと考えています。

本年が公益法人にとって、飛躍の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

平成28年1月1日

「平成28年度税制改正の大綱」について

「平成28年度税制改正の大綱」において、公益法人に関する税制改正要望が反映されました！

平成27年12月24日、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。
改正内容のうち、内閣府が要望していた**「公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充」**、**「公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設」**についてお知らせします。

○　公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充

■　公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件が当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和されます。

現行のPST（パブリック・サポート・テスト）要件

法人が過去に受けた寄附実績（原則5年間）において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。
要件①　3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。
要件②　法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

改正後のPST要件

各事業年度の**公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等**※について、要件①を次のように緩和

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和！

要件①の寄附者数（最低10人）　＝　100人　×　$\frac{\text{公益目的事業費用等}}{\text{1億}}$

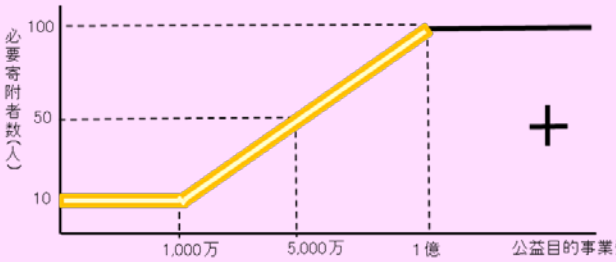

＋

3,000円以上の寄附者からの寄附金額が**30万円以上**（年平均）

公益法人の公益目的事業費用

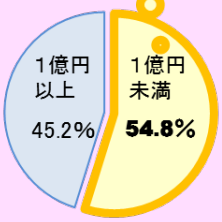

平成26年公益法人に関する概況（平成27年7月内閣府）

※　公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。
公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

○　公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設

■　現在、公益法人等が行う奨学金貸与については、貸与額に応じて借用証書等の契約書に印紙税が課されます。今回の改正により、奨学金貸与において、法令で定める一定の要件を満たす契約書（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるもの）には、印紙税が非課税となります。

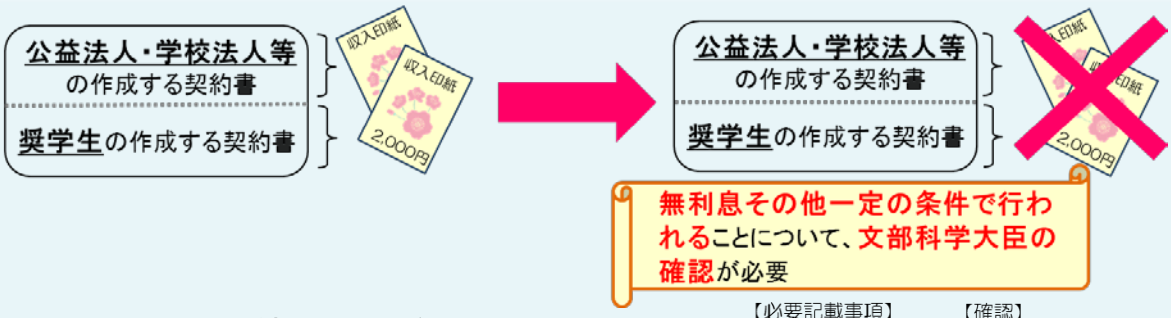

■　印紙税免除に関する手続のイメージ

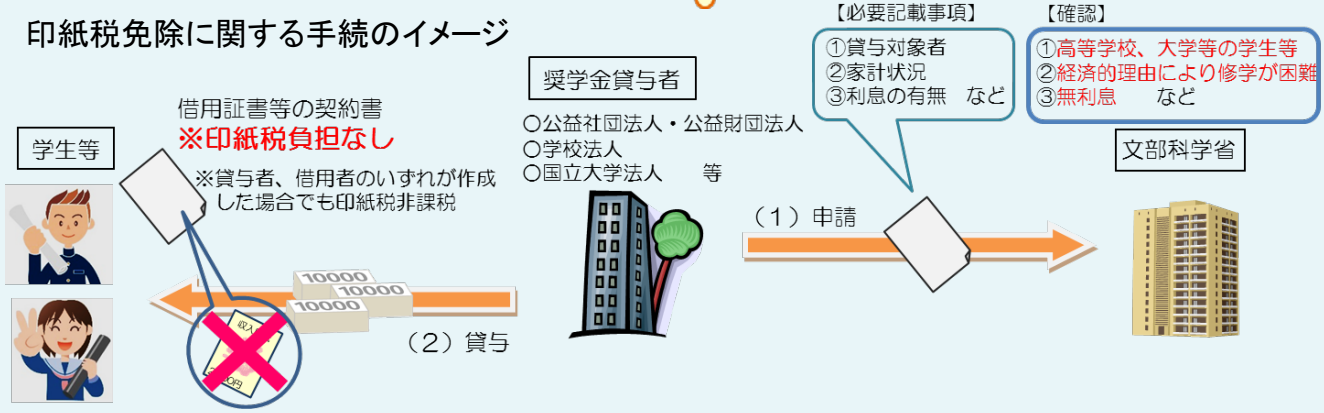

祇園甲部の街並み

委員の法人訪問記④

公益財団法人京都伝統伎芸振興財団

平成27年11月11日に京都府で開催された公益法人担当近畿ブロック会議に際し、山下委員長、門野委員及び惠委員が翌11月12日に、「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団」（愛称：おおきに財団）を訪問しました。その模様を紹介します。

（写真：昭和12年に建築された弥栄会館。京舞などを鑑賞するギオンコーナーの他、ホールや本法人事務局などが入っている。（祇園甲部歌舞会所有））

公益財団法人 京都伝統伎芸振興財団

京都の伝統文化や京都五花街（祇園甲部、宮川町、先斗町、上七軒、祇園東）の伝統伎芸の保存継承・普及啓発を目的に、平成8年5月に設立され、平成25年4月に京都府から公益財団法人の認定を受けた、祇園甲部の花街に位置する法人です。

法人公式ホームページ
http://www.ookinizaidan.com/

本法人は、京都が誇る花街の伝統伎芸をより多くの人に知ってもらい、保存・継承するため次の事業などを行っています。

ギオンコーナー事業

弥栄会館内にあるギオンコーナーで、京舞をはじめ狂言、雅楽、茶道、華道、箏曲、文楽の7種の伝統芸能を、毎日2回、各1時間行う鑑賞プログラムを実施しています。入場者数は増加傾向にあり、26年度は約65,000名におよび、一般・修学旅行生のほか最近は外国人観光客が7割近くを占めているとのことでした。

京舞（井上流）を披露する舞妓さん

京都五花街合同公演 「都の賑い」

京都五花街合同公演事業（「都の賑い」）

毎年6月の2日間で計4回、京都五花街の芸妓さん、舞妓さん約80名が一同に会し舞を披露する「都の賑い」を開催しています。入場者数は合計で4,000名以上にもなります。

助成事業

京都の五花街が保有する各歌舞練場は、芸妓さん、舞妓さんが伎芸を発表する大切な場ですが、中には築100年を超える建物もあるため、改修工事などへの助成を各花街に行っています。また、経験豊かな芸妓さんには三味線などの道具購入費等の「伎芸奨励金」や、舞妓さんから芸妓さんになる際の衣装の調達資金を補助する「芸妓支援事業」など、芸妓さん、舞妓さんに対する多様な支援にも取り組んでいます。

明治6年に建仁寺頭塔清住院を改装し、大正2年に現地に移転された祇園甲部歌舞練場。今でも舞の発表会で使用。（祇園甲部歌舞会所有）

展示品

京都五花街の説明

11カ国語に翻訳されたパンフレット

法人との意見交換では、「観光客数で収入が左右されるため一定の資産を有しておく必要があるが、遊休財産額との関係で苦慮している」などの説明がありました。

27年度からの新事業として、舞妓さんが自身の成人式に出席し舞を披露する場合には、舞妓さん自身と成人式に同行し三味線を弾く芸妓さんの派遣に対し助成を始めたこと、更に28年は設立20周年を迎え、東京新橋、金沢三茶屋街、博多券番の花街の芸妓さんを招請し、京都の五花街の芸妓さん、舞妓さんと競演する「八花絢爛」（1月16・17日）と名付けた記念公演を計画していると説明を受け、京都府内に限らない活動の視点を持ち、事業の展開を図っていることがうかがえました。

展示品

季節で変わる花簪（はなかんざし）

今回の法人訪問では、京都の伝統文化、ひいては日本文化の保存及び伝承についての理解を深めるとともに、法人活動成果を広く一般に還元しようとする真摯な姿勢を感じた訪問でした。

公益財団法人 日本少年野球連盟（ボーイズ リーグ）

法人公式ホームページ http://www.boysleague-jp.org/

日本少年野球連盟は、昭和45年に小学生および中学生に硬式野球を通じて、心身の練磨とスポーツマンシップを理解させ、次代を担う少年の健全育成を図る事を目的として結成されました。平成25年に公益財団法人に認定され、現在、全国で39支部、24,000人の選手が所属しています。

昨年7月に45周年を迎えましたが、この間高校、大学、社会人、プロ野球で活躍する選手を多数送り出してきました。

選手宣誓

主な活動内容

Ⅰ．連盟本部主催全国大会

◆日本少年野球全国大会（春・夏に開催）

春は3月に東京で春季大会、夏は8月に大阪で選手権大会を開催。全国39支部で予選を行い、小学生21、中学生45チームが日本一をかけて戦う硬式少年野球大会。

◆鶴岡一人（つるおか かずと）記念大会

当連盟の創立者である鶴岡一人氏を記念して行う硬式少年野球大会。全国5ブロックで選抜された小・中各6チームがブロックの栄誉をかけて戦う。また、中学生女子のブロック選抜選手による対抗戦を実施している。

Ⅱ．海外派遣事業

◆世界少年野球大会

少年野球の盛んな国が毎年持ち回りで、開催国を決め、実施する大会。 4年に1度日本で開催することになっており、平成27年は愛知県岡崎市を中心に開催された。

初日刈谷球場

◆カル・リプケン12歳以下世界少年野球大会

元アメリカ大リーグの選手カル・リプケン氏がベーブルース・リーグと共催する大会で星野仙一氏の全面的な協力を得て、全国から中学1年生15名を選抜し、派遣している。

◆ JUNIOR ALL JAPANアメリカ遠征

野茂英雄氏のはからいで、全国から選抜された中学3年生をアメリカ・ロスアンゼルスに派遣し、現地のチームと交流大会を行う。

Ⅲ．指導育成事業

◆審判指導育成

支部登録審判員を技術顧問および指導審判員が指導し、審判員のレベルアップを目的に毎年2月に実施している。

◆表彰制度事業

野球、学業、生活態度の3点でバランスのとれた選手育成を促すため、毎年全国所属選手の中から小学生10名、中学生20名をチーム代表、監督が推薦し、ブロック承認を経て、本部で決定する。

Ⅳ．広報活動事業

◆会報発行事業

会員向けの広報誌「ボーイズリーグニュース」を毎月23,000部発行。

清掃活動の様子

◆全国一斉清掃活動事業

連盟創立40周年記念事業として実施して以来、毎年12月第1週に全国の各支部、チームが日頃活動している地域を中心に清掃活動を実施している。

公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話　03－5403－9558
FAX　03－5403－0231
メール　sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話　03－5403－9669
時間　平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。1月の予定は下記のとおりです。

◆1月18日（月）福岡で開催予定
◆1月25日（月）東京で開催予定

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話　03－5403－9558
FAX　03－5403－0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■「公益法人の会計に関する研究会報告書について」
《1月20日（水）開催予定》

定期提出書類の作成が集中する時期に向けて、報告書の内容を内閣府職員が説明します。

詳細は公益informationをご覧ください。
https://www.koeki-info.go.jp/

電話　03-5403-9558
FAX　03-5403-0231
メール　sodan-juri@cao.go.jp

お知らせ 内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。
掲載URL：
http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集 ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、92法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

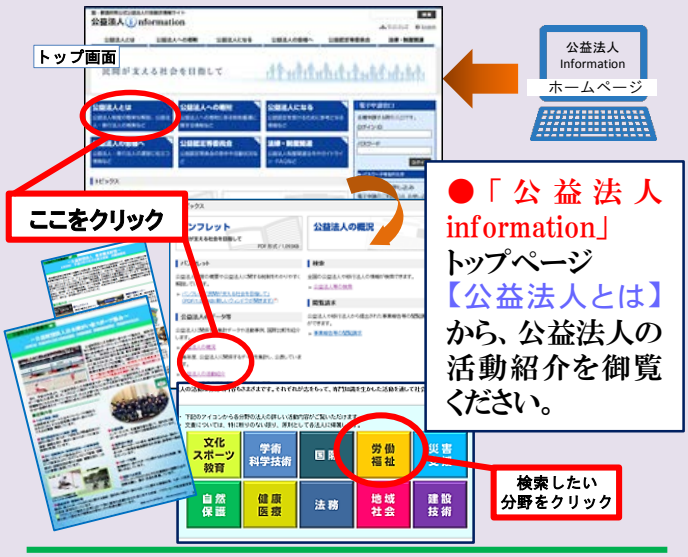

■問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp